

● 医療費控除の明細書について

所得税確定申告の医療費控除について、医療費の領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となっています（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」を添付したものは、明細の記入が省略できます）。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。「医療費控除の明細書」は以下の手順で作成します。

手順	備考
① 1月1日～12月31日に支払った医療費の領収書を集める	<ul style="list-style-type: none"> ・医療を受けた人ごと ・医療機関ごと ※「医療費のお知らせ」を添付するものは除く
② ①で分けた支払先ごとに合計し、「医療費控除の明細書」に記載する	「医療費控除の明細書」は、国税庁HPから入手できます 交通費（公共交通機関など）もそれぞれ集計して記載します
③ 保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）を、「医療費控除の明細書」に記載する	医療費控除の対象となるのは、保険金や給付金を差し引いた、実質負担額となります

- 本人だけでなく、本人と生計を一にしている親族の医療費も合算できます。
- 実際に支払った年分となるため、年末時点で未払いとなっているものは翌年分の控除となります。クレジットカード支払いの場合は、利用した時の年分となります。
- 診療、治療、療養に必要な医療費が対象で、健康増進や美容のための費用や予防接種は対象外となります。健康診断等の費用も、原則として対象外です。
- 治療、診療に必要な医薬品の購入費用も対象となります。
- 公共交通機関の交通費は対象となりますが、原則としてガソリン代、駐車料やタクシー代は対象とはなりません。
- 保険金や給付金でカバーされる金額は、その対象となった医療費（入院、手術など）の金額を限度として差引くので、保険金が医療費を上回った場合でも、他の医療費からは差引きません。
- 医療費控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。住宅ローン控除などの税額控除により所得税がゼロの場合でも、住民税が減額する場合があります。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

- (注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内
 個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日
 源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。
 住民税納付(普通徴収)については、上記と異なる地域があります